

現在、「平成21年金融商品取引法等の一部改正に係る政令案・内閣府令案等の公表について」（平成21年10月16日）において、金融商品取引法施行令の改正案を公表しているところですが、「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直しに関し、以下のとおり取り扱う予定です。

(1) 「有価証券の売出し」に該当しない有価証券の取引

- ① 社債券等の買戻・売戻条件付売買で一定の要件を満たすもの〔現先取引〕（公表中の政令第1条の7の3第4号）、金融商品取引業者等の間で行う上場有価証券の取引所金融商品市場外における売買で一定の要件を満たすもの〔ファシリテーション取引〕（公表中の政令第1条の7の3第5号）は、「有価証券の売出し」に該当しないものとする。
- ② 私募又は私売出しの転売制限のない有価証券の売買であって、売付け勧誘等を行う者が当該有価証券の発行者、発行者の関係者又は金融商品取引業者等でないものは、「有価証券の売出し」に該当しないものとする。
- ③ 金融商品取引業者等が顧客からの注文に従って行う有価証券の売付けは、「有価証券の売出し」に該当しないものとする。
- ④ 発行者に売り渡すために行う有価証券の売買は、「有価証券の売出し」に該当しないものとする。
- ⑤ 外国で発行され日本に持ち込まれた有価証券について、投資者への販売等を目的として金融商品取引業等の業者間で行う売買であって、当該有価証券を売り付けた金融商品取引業者等が当該売付けを行った旨等を日本証券業協会に通知を行う場合には、当該有価証券の売買は「有価証券の売出し」に該当しないものとする。

(2) 「少人数私売出し」の要件

外国で発行され日本に持ち込まれた有価証券について、金融商品取引業者が少人数向けの売付け勧誘等（いわゆる「少人数私売出し」）を行った場合には、日本証券業協会の規則により、当該金融商品取引業者が管理する当該有価証券の所有者数等を日本証券業協会に通知することとする。日本証券業協会は、各金融商品取引業者等から受けた通知に基づき当該有価証券の所有者数を合計し、その数が既に1,000名を超えている場合には、同じ銘柄の有価証券を新たに日本に持ち込み、少人数私売出しを行うことはできないこととする。

(3) 「外国証券売出し」の対象有価証券、要件等

- ① 外国証券売出しを行うことができる有価証券として、指定外国金融商品取引所に上場されているETF及びREITを加える。
- ② 外国地方政府債券、外国特殊法人債券について、政府保証が付されていることを要件としない（公表中の政令第2条の12の3第2号・第3号）。
- ③ 新株予約権が付されている外国債券については、当該新株予約権の行使により引き受けられ、又は転換されることとなる株券が指定外国金融商品取引所に上場されていることを要件とする（公表中の政令第2条の12の3第4号）。
- ④ 外国債券の売買が外国で継続して行われていることを要件とするが、当該外国は当該外国債券の発行国に限らないこととする（公表中の政令第2条の12の3第4号）。

- ⑤ 外国株券、外国債券等の発行者に関する情報（日本語又は英語）が発行者及びこれに準ずる者により公表されており、日本においてインターネット等により当該情報を容易に取得することができることを要件としているが、当該発行者に関する情報に金融庁長官が適当であると認めるところによって作成された財務計算に関する情報が含まれることとする。